

令和3年11月26日

総合政策局バリアフリー政策課

必要としている人がいます！

～「高齢者障害者等用施設等の適正利用推進キャンペーン」を実施します～

国土交通省では、高齢者障害者等用施設等（バリアフリースイレ、車椅子使用者用駐車施設等、旅客施設等のエレベーター、車両等の優先席等）の適正な利用の推進に向けて、キャンペーンを実施し、「心のバリアフリー」を推進します。

○キャンペーンポスター



（バリアフリースイレ）



（車椅子使用者用駐車施設等）



（旅客施設等のエレベーター）



（車両等の優先席）

○改正された「高齢者、障害者等^{※1}の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」では、「高齢者障害者等用施設等^{※2}の適正な利用の推進」が、国、地方公共団体、施設設置管理者等、国民の責務として規定され、令和3年4月1日から施行されました。

○国土交通省では、本施行を踏まえ、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進のためキャンペーンを実施し、「障害の社会モデル」^{※4}の考え方を普及させ、「心のバリアフリー」^{※4}を推進します。

※1高齢者、障害者等：高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれます。

※2高齢者障害者等用施設等：バリアフリースイレ^{※3}、車椅子使用者用駐車施設等、旅客施設等のエレベーター、車両等の優先席等を指します。

※3バリアフリースイレ：従来「多機能スイレ」と呼ばれていたものなど、高齢者や障害者等の利用に適正な配慮が必要なスイレを総称して「バリアフリースイレ」と表記しています。

※4「障害の社会モデル」、「心のバリアフリー」：別紙を参照

～高齢者障害者等用施設等の適正利用推進キャンペーン～

【キャンペーン期間】

令和3年12月3日（金）～令和4年1月7日（金） ※12月3日（金）～12月9日（木）（障害者週間）

【キャンペーン内容】

■ポスターの一齐掲示及びチラシの配布（別紙）

※協力依頼先・・・公共交通事業者等、ショッピングセンター、百貨店、ビル、道の駅、高速道路会社、地方公共団体等

■国土交通省の公式ツイッター等を活用し、キャンペーン実施の周知

■バリアフリー教室における高齢者障害者等用施設等の適正利用に関する講座の開催

<問い合わせ先>

国土交通省総合政策局バリアフリー政策課 担当：山尾、大山、渡辺

TEL：03-5253-8111（内線 24-215,25-518,25-514）、03-5253-8307（直通）、FAX：03-5253-1552